

2023.11.17

投資信託説明書(請求目論見書)

イーストスプリング・
インドネシア債券オープン
(毎月決算型) / (年2回決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

本書は、金融商品取引法第15条第3項に基づき投資者の請求により交付される目論見書(「請求目論見書」)です。

1. この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)」および「イーストスプリング・インドネシア債券オープン(年2回決算型)」(以下総称して「当ファンド」ということがあります。)の受益権の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月16日に関東財務局長に提出しており、2023年11月17日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けるため、変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
4. 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

有価証券届出書提出日	: 2023年11月16日
発行者名	: イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役 佐藤 輝幸
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型) : イーストスプリング・インドネシア債券オープン(年2回決算型)
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額	: 各ファンド 1兆円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目 次

投資信託説明書（請求目論見書）

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	11
3 投資リスク	17
4 手数料等及び税金	22
5 運用状況	26
第2 管理及び運営	36
1 申込（販売）手続等	36
2 換金（解約）手続等	37
3 資産管理等の概要	39
4 受益者の権利等	42
第3 ファンドの経理状況	43
1 財務諸表	46
2 ファンドの現況	68
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	68
第三部 委託会社等の情報	70
第1 委託会社等の概況	70
1 委託会社等の概況	70
2 事業の内容及び営業の概況	71
3 委託会社等の経理状況	72
4 利害関係人との取引制限	97
5 そ の 他	97

<約款>

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）

（上記のファンドを総称して、あるいは個別に「ファンド」、「当ファンド」ということがあります。また各々を「毎月決算型」、「年2回決算型」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるイーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

<各ファンド>

1兆円を上限とします。

（上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。）

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資契約（後記「(12) その他」をご参照ください。以下同じ。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、受益権の取得のお申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業者および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）または下記照会先までお問合せください。その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にイーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）は「ネシア債」、イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）は「ネシア債年2」として掲載されます。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

- ①申込手数料は、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
申込手数料率は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。
- ②自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
申込単位の詳細については、販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(7) 【申込期間】

2023年11月17日から2024年5月16日まで
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みを取扱います。
販売会社については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。
※販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、お申込みの販売会社に申込代金を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、お申込みの取扱いを行った販売会社において払込みを取扱います。
払込取扱場所についてご不明の場合は、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載する照会先までお問合せください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

①お申込みの方法

受益権の取得申込みは、以下の日のいずれかにあたる場合を除く毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受付けます。

1. インドネシアの銀行休業日
2. インドネシアの公休日および政令指定休日
3. ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託会社の判断により、購入申込受付不可日とする場合があります。

ただし、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を

過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとします。

受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。
なお、申込代金には利息は付きません。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

※「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって販売会社との間で自動けいぞく投資契約を結んでいただきます。

②日本以外の地域における発行
行いません。

③振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券を通じて主としてインドネシアの債券に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）

および投資法人または外国投資法人の投資証券（振替投資口を含みます。）を「投資信託証券」といいます。

② 基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／債券に該当します。

商品分類表

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリー	あり
中小型株	年6回	欧州	ファンド	
債券	(隔月)	アジア		なし
一般	年12回	オセアニア	ファンド・オブ・	
公債	(毎月)	中南米	ファンズ	
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(債券))				
資産複合				

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		なし
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券))	年12回 (毎月)	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	
	日々	中南米		
	その他	アフリカ		
資産複合		中近東（中東）		
		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産（投資信託証券（債券）」… 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に債券に投資する旨の記載があるものをいいます。

「年12回（毎月）」… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

「年2回」… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

「アジア」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファンド・オブ・ファンズ」… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

「為替ヘッジなし」… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は各ファンド1,500億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1 主としてインドネシアの債券に投資を行います。

- ▶ 「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」(以下「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」ということがあります。)への投資を通じて、インドネシアの債券に投資を行います。

「インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の特徴

- ◆ 主として、インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債*、地方債および社債**等に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保とトータル・リターンを最大化を目指した運用を行います。

- * インドネシア政府が50%以上出資している企業が発行する債券
- ** インドネシアで設立された企業またはインドネシアを中心に事業を営んでいる企業が発行する債券

- ◆ 主に、インドネシアルピア建ておよび米ドル建ての債券に投資を行います。

インドネシアルピア以外の通貨建ての債券に投資した場合には、原則として、実質的にインドネシアルピア建てとなるように為替取引を行います。

為替取引にあたっては、NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引を利用する場合があります。

NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引とは：

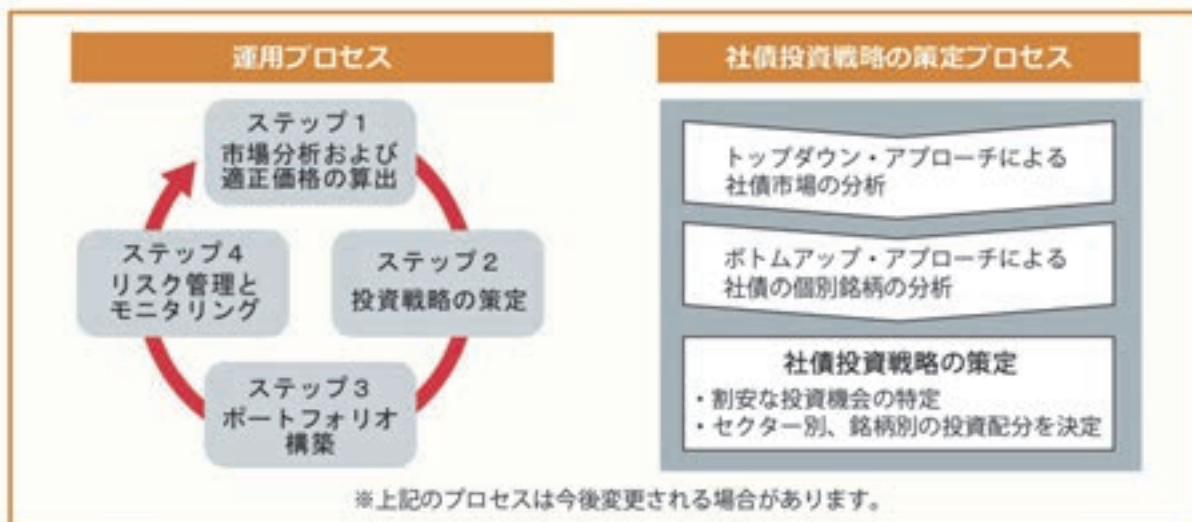
対象通貨の受渡しを行わず、米ドル等の主要国通貨による差金決済を行うことによって、為替予約取引と類似の経済効果を持たせた取引です。インドネシアルピア等の規制通貨については、海外投資家が当該通貨の受渡しを伴う通常の為替予約取引を行うことが困難であるため、その代替としてNDF取引が行われます。

(注1) 資金動向、市況動向等によっては、一部の債券をインドネシアルピア以外の通貨建てのまま保有する場合があります。

(注2) インドネシアルピア建ての国際機関債に投資を行う場合もあります。

- ◆ 運用は、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。

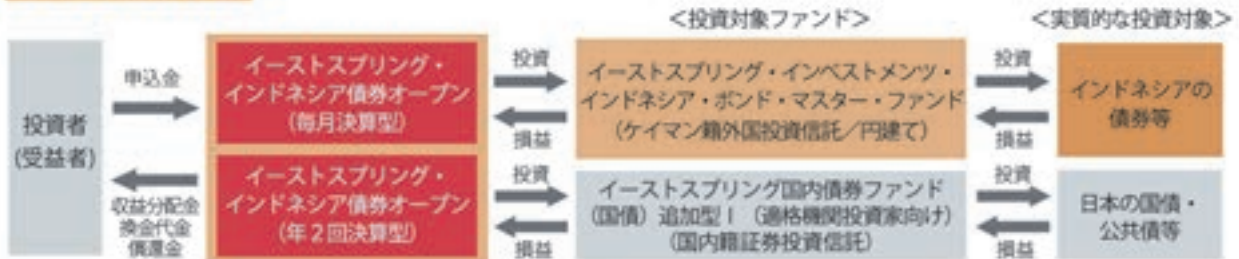
- ◆ 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。



2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

- ▶ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ▶ 原則として、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

ファンドの仕組み



※ ファンドは実質的にインドネシアの債券に投資するため、その基準価額は債券の値動きに加え、円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

3 <毎月決算型> と <年2回決算型> の2つのファンドがあります。

<毎月決算型>

- ▶ 原則として、毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 継続的に分配を行うことを目指して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

<年2回決算型>

- ▶ 原則として、毎年2月18日および8月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 元本の成長を重視して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔収益分配金に関する留意事項〕

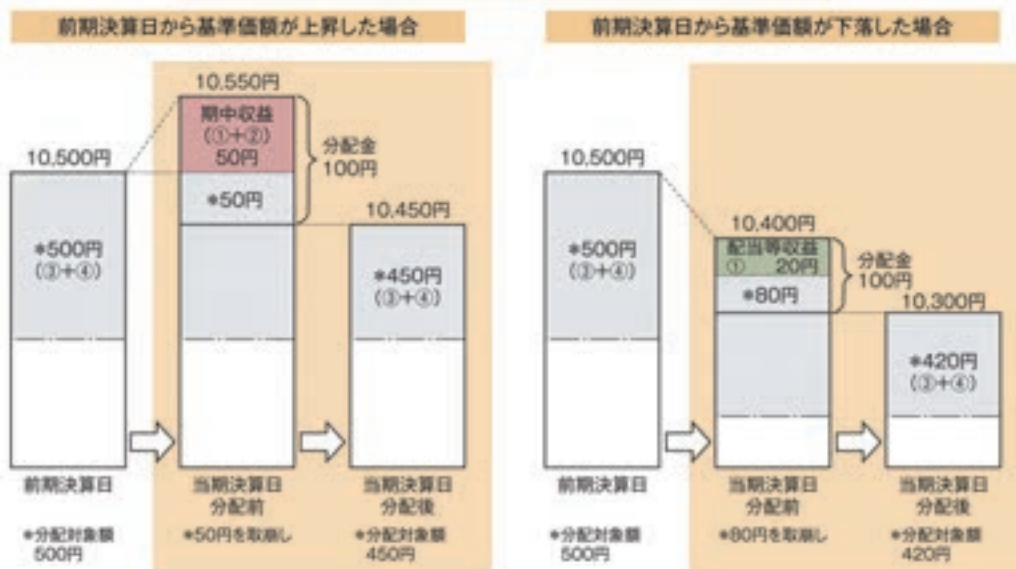
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

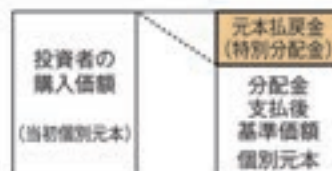
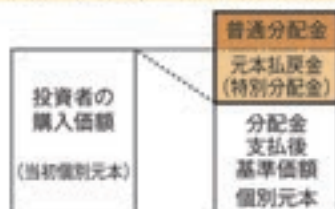
①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

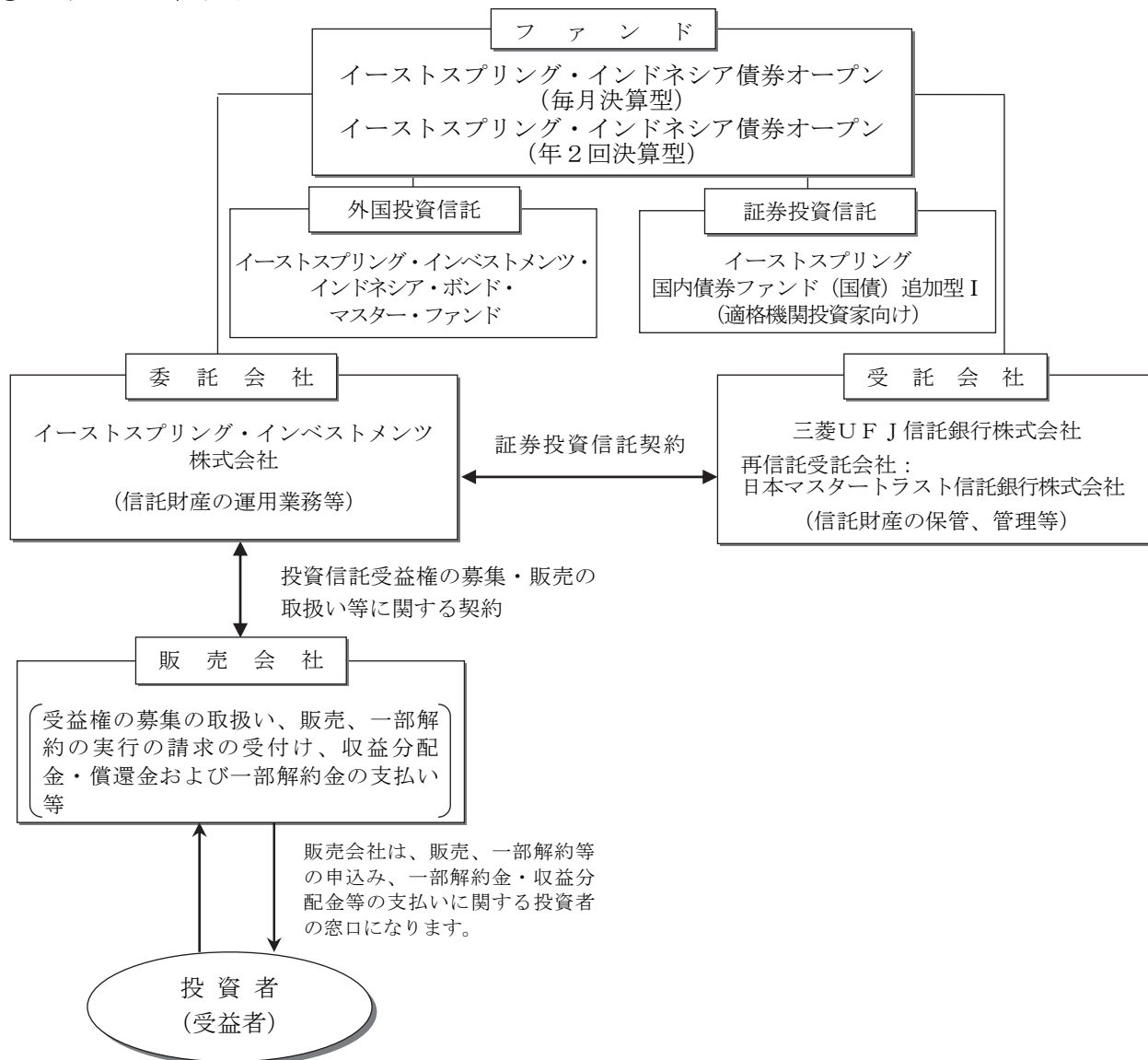
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(2) 【ファンドの沿革】

- 2012年2月29日 イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）
信託契約締結、ファンドの設定および運用開始
- 2018年2月28日 イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）
信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人

1. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
2. 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
3. 販売会社：
当ファンドの投資信託受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

③ 委託会社が関係人と締結している契約等の概要

1. 受託会社と締結している契約
証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
2. 販売会社と締結している契約
投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

④ 委託会社の概況

1. 資本金の額

2023年8月末現在 資本金 649.5百万円

2. 委託会社の沿革

- 1999年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
- 2000年 1月 投資顧問業の登録
- 2000年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得
- 2000年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得
- 2002年 1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
- 2007年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
- 2010年12月 P C Aアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
- 2012年 2月 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

3. 大株主の状況（2023年8月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
イーストスプリング・インベストメンツ・グループ・ピーティイー・リミテッド	シンガポール共和国 018983、マリーナ・ブルバード10	23,060株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- 以下の投資信託証券を主要投資対象とし、主にインドネシアの債券に実質的に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保および中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - ケイマン籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」（円建て）の受益証券
 - 国内籍証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）
- 上記1. のa. に掲げる投資信託証券への投資比率を高位に維持することを基本とします。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<投資信託証券の選定方針>

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

<投資対象ファンドの概要>

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	
形態	ケイマン籍外国投資信託／オープン・エンド型	
表示通貨	日本円	
運用の基本方針	主としてインドネシアの債券に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保とトータル・リターンを最大化を目指した運用を行います。	
主な投資対象	インドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債、地方債および社債	
ベンチマーク	ありません。	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	管理会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
ファンドの特徴	1. 主としてインドネシアの国債、政府保証債、政府機関債、準国債、地方債および社債等に投資を行います。主に、インドネシアルピア建ておよび米ドル建ての債券に投資を行います。インドネシアルピア以外の通貨建ての債券に投資した場合には、原則として、実質的にインドネシアルピア建てとなるように為替取引を行います。 ※資金動向、市況動向等によっては、一部の債券をインドネシアルピア以外の通貨建てのまま保有する場合があります。 ※インドネシアルピア建ての国際機関債に投資を行う場合もあります。 2. 運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。 3. 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。	
主な投資制限	・同一発行体の発行する公社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、インドネシアルピア建てで発行されるインドネシアの国債、政府保証債、政府機関債および地方債、ならびに国際機関債についてはこの限りではありません。 ・信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。	
収益分配	原則として毎月分配を行う方針です。	
申込手数料	ありません。	

運用報酬および管理費用等	年率0.45%（上限）
その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料等、その他の費用（法務および監査費用を含みます。）がかかります。
設定日	2012年2月29日
決算日	毎年12月31日

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型 I（適格機関投資家向け）	
形態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
運用の基本方針	わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	ICE BofA 国債インデックス（1-10年債）※	
ファンドの関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの特徴	<ol style="list-style-type: none"> わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。 投資に際しては、内外いずれかの評価機関から B a a 3 あるいは B B B - 相当以上の格付けを得ている信用度の高い銘柄とします。格付けを取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら投資を行います。 イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。 	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 	
申込手数料	ありません。	
信託報酬	年率0.22%（税抜0.2%）	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設定日	2002年8月26日	
決算日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）	

※ ICEデータ・サービスおよびその関連会社は、提供するインデックスデータに関してその継続性、正確性、完全性を保証するものではなく、当該データ提供に係り発生し得る損害についてもその事由の如何を問わず責任を負うものではありません。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ 金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」（円建て）の受益証券および国内籍証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、4. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引および債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

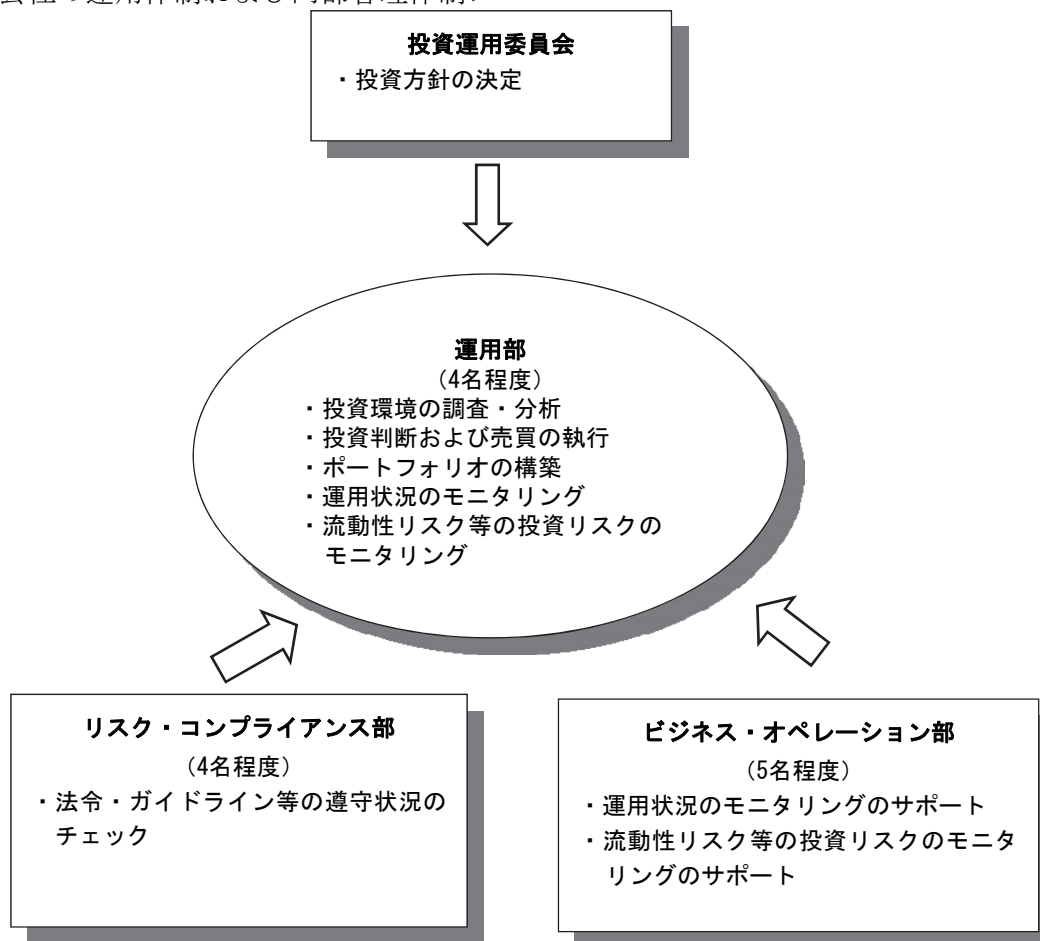
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

ただし、上記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<委託会社の運用体制および内部管理体制>



1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、流動性リスク等の投資リスクのモニタリングも行います。

<運用体制に関する社内規則>

委託会社は、投資運用業の業務運営に関する社内規定に則り運用を行います。

<委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制>

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行います。

なお、当ファンドの運用体制は2023年8月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

＜信託約款に定める投資制限＞

1. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

4. 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 上記 a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

5. 投資対象ファンドのデリバティブの使用制限

投資対象ファンドにおいてデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、投資対象ファンドの資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により投資対象ファンドの資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的において使用します。

6. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

7. 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

3 【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

2. 金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

4. 流動性リスク

実質的に組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

5. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
3. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の

ファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

4. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
5. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
6. 当ファンドの投資対象ファンドでは、インドネシアルピア建て以外の主要国通貨（主に米ドル）建て債券についてはNDF取引を利用して実質的にルピア建て債券と同様の経済効果を持たせる場合があります。NDF取引は為替予約取引と類似の取引ですが、ルピアに対する投機的な思惑や需給の影響を受け、その取引価格は当該主要国通貨とルピアの金利差から求められる価格と乖離する場合があります。これらの市場要因により、NDF取引によって実質的にルピア建てとした債券の利回りは、金利差等から想定される利回りを下回る場合があります。

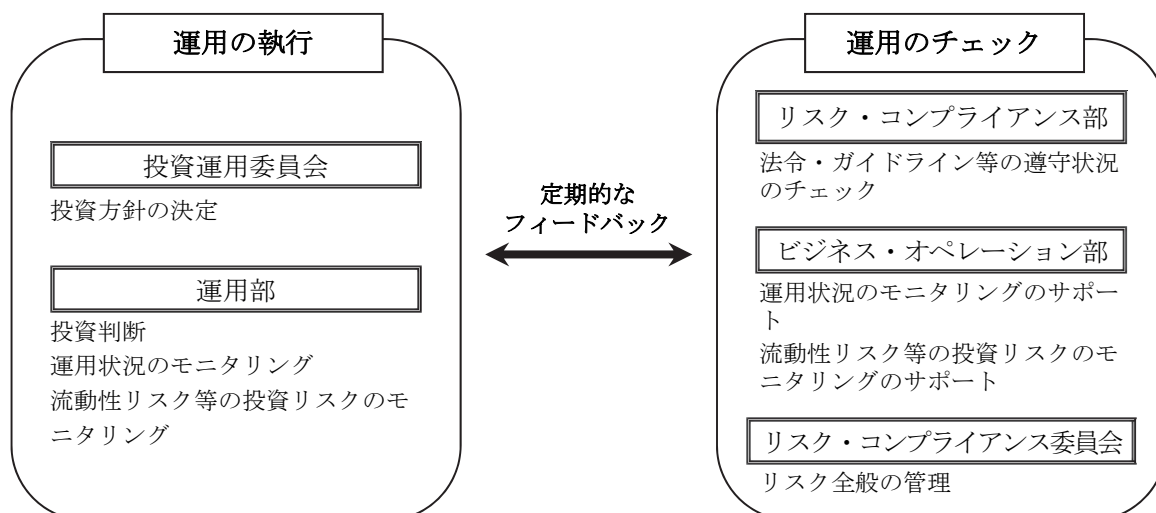
また、店頭デリバティブ取引に関する国際的な規制強化により取引の担保として現金等の保有比率を高めることがあります。その場合、有価証券の組入比率が低下し、高位に有価証券を組み入れた場合と比較して、期待される投資成果が得られなくなることがあります。

7. インドネシア国内では、債券への投資によって得られた収益に対して課税されます。税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。
8. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
9. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
10. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

<委託会社における投資リスク管理体制>



- ・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めています。運用部は、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施し、投資運用委員会に報告します。投資運用委員会は、危機発生時において流動性リスク管理手段の採択・発動などを行い、リスク・コンプライアンス委員会は、その検証などを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会および取締役会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や態勢について監督します。
- ・ビジネス・オペレーション部は、運用状況および流動性リスク等の投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて助言や意見表明を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。リスク管理に関する重要報告事項については、リスク・コンプライアンス部が、リスク・コンプライアンス委員会等に報告し、審議します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は2023年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

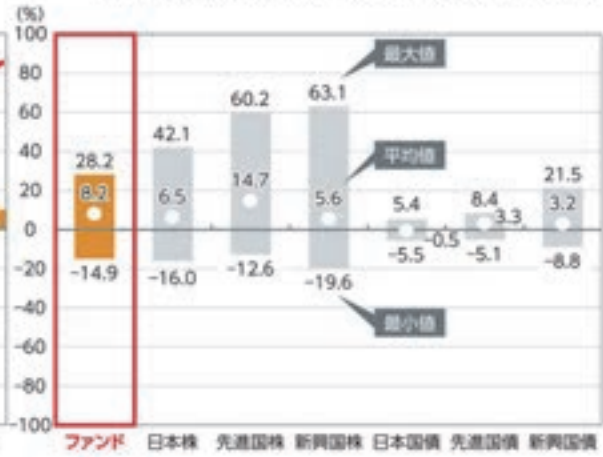
■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

<毎月決算型>

ファンドの年間騰落率： 2018年9月～2023年8月
 分配金再投資基準価額： 2018年9月～2023年8月



ファンド： 2018年9月～2023年8月
 他の代表的な資産クラス： 2018年9月～2023年8月



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※右のグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスについて、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<年2回決算型>

ファンドの年間騰落率： 2019年2月～2023年8月
 分配金再投資基準価額： 2018年9月～2023年8月

ファンド： 2019年2月～2023年8月
 他の代表的な資産クラス： 2018年9月～2023年8月



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 ※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※右のグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスについて、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 ※<年2回決算型>は2018年2月28日設定のため、ファンドの年間騰落率については2019年2月末以降のデータを表示していません。

<各資産クラスの指数>

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び TOPIX に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX に関するすべての権利・ノウハウ及び TOPIX に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、TOPIX の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI 指数 (MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス) は MSCI Inc. が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)	
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	JP モルガン GBI グローバル (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	JP モルガン GBI グローバル (除く日本、ヘッジなし・円ベース)、JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/
--

- ② 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3) 【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.199%（税抜1.09%）を乗じて得た額が信託報酬として計算されます。信託財産の費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。

信託報酬の配分は、以下の通りです。

	配 分
委託会社	年率0.3927%（税抜0.357%）
販売会社	年率0.7810%（税抜0.710%）
受託会社	年率0.0253%（税抜0.023%）

<信託報酬とその支払先の役務について>

信託報酬	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）についても信託報酬等がかかります。

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加算した実質的な信託報酬の上限は、年率1.649%（税込）です。ただし、当該信託報酬は、投資信託証券の組入状況等により変動します。

<ご参考：投資対象ファンドの信託報酬等>

ファンド名	運用報酬および管理費用等
イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	年率0.45%（上限）

上記のほか、有価証券売買時の売買委託手数料等、その他の費用（法務および監査費用を含みます。）がかかります。なお、申込手数料はありません。

ファンド名	信託報酬等
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型 I（適格機関投資家向け）	年率0.22%（税抜0.2%）

上記のほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

(4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ②委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取することもできます。
- ③上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用は、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。
- ④上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から受取り、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。
- ⑤外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- ⑥信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

<その他の手数料等の役務について>

監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※上記（4）に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%、地方税5%)

※2037年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告等において、上場株式等の譲渡益および配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金については、確定申告等において、上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

< 年2回決算型 > は、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、< 毎月決算型 > は2024年1月1日以降はNISAの適用対象ではありません。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
2038年1月1日以降	15% (所得税15%)

※2037年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されま
す。

② 個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記の内容は2023年8月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は、2023年8月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）>

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	13,096,377,160	97.08
投資信託受益証券	日本	17,182,884	0.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	376,775,022	2.79
合計（純資産総額）		13,490,335,066	100.00

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）>

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,538,276,779	91.64
投資信託受益証券	日本	896,766	0.05
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	139,389,679	8.30
合計（純資産総額）		1,678,563,224	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）>

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスタート・ファンド	19,605,355,030	0.6645	13,029,507,406	0.668	13,096,377,160	97.08
日本	投資信託受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）	16,220,980	1.0584	17,168,285	1.0593	17,182,884	0.13

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.21
合計	97.21

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）>

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託 受益証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	2,302,809,550	0.6645	1,530,397,406	0.668	1,538,276,779	91.64
日本	投資信託 受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）	846,565	1.0584	896,004	1.0593	896,766	0.05

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	91.70
合計	91.70

②【投資不動産物件】

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）>
該当事項はありません。

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）>
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）>
該当事項はありません。

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）>
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】**① 【純資産の推移】**

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）>

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり 純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4特定期間	(2014年 2月18日)	3,775	3,995	0.7432	0.8002
第5特定期間	(2014年 8月18日)	10,700	11,192	0.7456	0.8056
第6特定期間	(2015年 2月18日)	36,591	38,548	0.7883	0.8483
第7特定期間	(2015年 8月18日)	48,216	52,075	0.6618	0.7218
第8特定期間	(2016年 2月18日)	41,088	45,312	0.6007	0.6607
第9特定期間	(2016年 8月18日)	38,833	42,472	0.5462	0.5982
第10特定期間	(2017年 2月20日)	33,541	35,931	0.5546	0.5906
第11特定期間	(2017年 8月18日)	34,586	36,787	0.5361	0.5721
第12特定期間	(2018年 2月19日)	29,545	31,592	0.4993	0.5323
第13特定期間	(2018年 8月20日)	24,296	25,318	0.4405	0.4585
第14特定期間	(2019年 2月18日)	23,075	24,028	0.4465	0.4645
第15特定期間	(2019年 8月19日)	22,425	23,366	0.4326	0.4506
第16特定期間	(2020年 2月18日)	20,932	21,807	0.4697	0.4877
第17特定期間	(2020年 8月18日)	16,130	16,874	0.4094	0.4274
第18特定期間	(2021年 2月18日)	15,212	15,881	0.4302	0.4482
第19特定期間	(2021年 8月18日)	12,699	13,277	0.4273	0.4453
第20特定期間	(2022年 2月18日)	11,398	11,885	0.4409	0.4589
第21特定期間	(2022年 8月18日)	11,687	12,138	0.4772	0.4952
第22特定期間	(2023年 2月20日)	11,164	11,601	0.4637	0.4817
第23特定期間	(2023年 8月18日)	13,332	13,780	0.4983	0.5163
	2022年 8月末日	12,005	—	0.4910	—
	2022年 9月末日	12,129	—	0.4875	—
	2022年10月末日	11,721	—	0.4807	—
	2022年11月末日	11,090	—	0.4575	—
	2022年12月末日	10,707	—	0.4450	—
	2023年 1月末日	11,038	—	0.4573	—
	2023年 2月末日	11,179	—	0.4649	—
	2023年 3月末日	11,012	—	0.4602	—
	2023年 4月末日	11,522	—	0.4772	—
	2023年 5月末日	12,048	—	0.4909	—
	2023年 6月末日	12,628	—	0.5065	—
	2023年 7月末日	12,711	—	0.4894	—
	2023年 8月末日	13,490	—	0.5006	—

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）>

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり 純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2018年 8月20日)	34	34	0.9305	0.9305
第2期	(2019年 2月18日)	57	57	0.9816	0.9816
第3期	(2019年 8月19日)	345	345	0.9959	0.9959
第4期	(2020年 2月18日)	316	316	1.1214	1.1214
第5期	(2020年 8月18日)	231	231	1.0211	1.0211
第6期	(2021年 2月18日)	280	280	1.1150	1.1150
第7期	(2021年 8月18日)	272	272	1.1519	1.1519
第8期	(2022年 2月18日)	242	242	1.2296	1.2296
第9期	(2022年 8月18日)	657	657	1.3732	1.3732
第10期	(2023年 2月20日)	693	693	1.3833	1.3833
第11期	(2023年 8月18日)	1,627	1,627	1.5380	1.5380
	2022年 8月末日	680	—	1.4107	—
	2022年 9月末日	713	—	1.4076	—
	2022年10月末日	694	—	1.3963	—
	2022年11月末日	624	—	1.3403	—
	2022年12月末日	647	—	1.3135	—
	2023年 1月末日	661	—	1.3569	—
	2023年 2月末日	760	—	1.3874	—
	2023年 3月末日	770	—	1.3831	—
	2023年 4月末日	886	—	1.4395	—
	2023年 5月末日	1,103	—	1.4869	—
	2023年 6月末日	1,244	—	1.5415	—
	2023年 7月末日	1,535	—	1.5026	—
	2023年 8月末日	1,678	—	1.5445	—

②【分配の推移】

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第4特定期間	2013年 8月20日～2014年 2月18日	0.0570
第5特定期間	2014年 2月19日～2014年 8月18日	0.0600
第6特定期間	2014年 8月19日～2015年 2月18日	0.0600
第7特定期間	2015年 2月19日～2015年 8月18日	0.0600
第8特定期間	2015年 8月19日～2016年 2月18日	0.0600
第9特定期間	2016年 2月19日～2016年 8月18日	0.0520
第10特定期間	2016年 8月19日～2017年 2月20日	0.0360
第11特定期間	2017年 2月21日～2017年 8月18日	0.0360
第12特定期間	2017年 8月19日～2018年 2月19日	0.0330
第13特定期間	2018年 2月20日～2018年 8月20日	0.0180
第14特定期間	2018年 8月21日～2019年 2月18日	0.0180
第15特定期間	2019年 2月19日～2019年 8月19日	0.0180
第16特定期間	2019年 8月20日～2020年 2月18日	0.0180
第17特定期間	2020年 2月19日～2020年 8月18日	0.0180
第18特定期間	2020年 8月19日～2021年 2月18日	0.0180
第19特定期間	2021年 2月19日～2021年 8月18日	0.0180
第20特定期間	2021年 8月19日～2022年 2月18日	0.0180
第21特定期間	2022年 2月19日～2022年 8月18日	0.0180
第22特定期間	2022年 8月19日～2023年 2月20日	0.0180
第23特定期間	2023年 2月21日～2023年 8月18日	0.0180

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年 2月28日～2018年 8月20日	0.0000
第2期	2018年 8月21日～2019年 2月18日	0.0000
第3期	2019年 2月19日～2019年 8月19日	0.0000
第4期	2019年 8月20日～2020年 2月18日	0.0000
第5期	2020年 2月19日～2020年 8月18日	0.0000
第6期	2020年 8月19日～2021年 2月18日	0.0000
第7期	2021年 2月19日～2021年 8月18日	0.0000
第8期	2021年 8月19日～2022年 2月18日	0.0000
第9期	2022年 2月19日～2022年 8月18日	0.0000
第10期	2022年 8月19日～2023年 2月20日	0.0000
第11期	2023年 2月21日～2023年 8月18日	0.0000

③【収益率の推移】

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）>

期	計算期間	収益率 (%)
第4特定期間	2013年 8月20日～2014年 2月18日	△9.8
第5特定期間	2014年 2月19日～2014年 8月18日	8.4
第6特定期間	2014年 8月19日～2015年 2月18日	13.8
第7特定期間	2015年 2月19日～2015年 8月18日	△8.4
第8特定期間	2015年 8月19日～2016年 2月18日	△0.2
第9特定期間	2016年 2月19日～2016年 8月18日	△0.4
第10特定期間	2016年 8月19日～2017年 2月20日	8.1
第11特定期間	2017年 2月21日～2017年 8月18日	3.2
第12特定期間	2017年 8月19日～2018年 2月19日	△0.7
第13特定期間	2018年 2月20日～2018年 8月20日	△8.2
第14特定期間	2018年 8月21日～2019年 2月18日	5.4
第15特定期間	2019年 2月19日～2019年 8月19日	0.9
第16特定期間	2019年 8月20日～2020年 2月18日	12.7
第17特定期間	2020年 2月19日～2020年 8月18日	△9.0
第18特定期間	2020年 8月19日～2021年 2月18日	9.5
第19特定期間	2021年 2月19日～2021年 8月18日	3.5
第20特定期間	2021年 8月19日～2022年 2月18日	7.4
第21特定期間	2022年 2月19日～2022年 8月18日	12.3
第22特定期間	2022年 8月19日～2023年 2月20日	0.9
第23特定期間	2023年 2月21日～2023年 8月18日	11.3

(注) 収益率は、特定期間末分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）>

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	2018年 2月28日～2018年 8月20日	△7.0
第2期	2018年 8月21日～2019年 2月18日	5.5
第3期	2019年 2月19日～2019年 8月19日	1.5
第4期	2019年 8月20日～2020年 2月18日	12.6
第5期	2020年 2月19日～2020年 8月18日	△8.9
第6期	2020年 8月19日～2021年 2月18日	9.2
第7期	2021年 2月19日～2021年 8月18日	3.3
第8期	2021年 8月19日～2022年 2月18日	6.7
第9期	2022年 2月19日～2022年 8月18日	11.7
第10期	2022年 8月19日～2023年 2月20日	0.7
第11期	2023年 2月21日～2023年 8月18日	11.2

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）>

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第4特定期間	2013年 8月20日～ 2014年 2月18日	3,055,575,584	438,544,502	5,079,659,015
第5特定期間	2014年 2月19日～ 2014年 8月18日	10,666,577,711	1,395,710,981	14,350,525,745
第6特定期間	2014年 8月19日～ 2015年 2月18日	39,589,464,695	7,524,240,120	46,415,750,320
第7特定期間	2015年 2月19日～ 2015年 8月18日	32,033,275,571	5,595,404,776	72,853,621,115
第8特定期間	2015年 8月19日～ 2016年 2月18日	7,751,612,261	12,205,525,879	68,399,707,497
第9特定期間	2016年 2月19日～ 2016年 8月18日	10,262,173,535	7,560,814,288	71,101,066,744
第10特定期間	2016年 8月19日～ 2017年 2月20日	5,651,215,550	16,277,664,120	60,474,618,174
第11特定期間	2017年 2月21日～ 2017年 8月18日	13,175,513,665	9,131,554,912	64,518,576,927
第12特定期間	2017年 8月19日～ 2018年 2月19日	8,572,504,284	13,916,012,021	59,175,069,190
第13特定期間	2018年 2月20日～ 2018年 8月20日	3,717,092,005	7,737,723,264	55,154,437,931
第14特定期間	2018年 8月21日～ 2019年 2月18日	2,386,453,145	5,863,890,789	51,677,000,287
第15特定期間	2019年 2月19日～ 2019年 8月19日	4,449,459,694	4,281,126,723	51,845,333,258
第16特定期間	2019年 8月20日～ 2020年 2月18日	2,488,090,631	9,768,222,464	44,565,201,425
第17特定期間	2020年 2月19日～ 2020年 8月18日	1,090,704,929	6,259,061,698	39,396,844,656
第18特定期間	2020年 8月19日～ 2021年 2月18日	1,106,571,803	5,142,613,853	35,360,802,606
第19特定期間	2021年 2月19日～ 2021年 8月18日	769,125,757	6,413,114,249	29,716,814,114
第20特定期間	2021年 8月19日～ 2022年 2月18日	638,096,927	4,504,955,277	25,849,955,764
第21特定期間	2022年 2月19日～ 2022年 8月18日	1,133,630,459	2,488,586,883	24,494,999,340
第22特定期間	2022年 8月19日～ 2023年 2月20日	1,619,953,446	2,039,294,807	24,075,657,979
第23特定期間	2023年 2月21日～ 2023年 8月18日	4,350,960,227	1,670,886,510	26,755,731,696

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）>

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	2018年 2月28日～ 2018年 8月20日	37,174,373	35,315	37,139,058
第2期	2018年 8月21日～ 2019年 2月18日	23,047,627	2,107,851	58,078,834
第3期	2019年 2月19日～ 2019年 8月19日	301,732,701	13,188,342	346,623,193
第4期	2019年 8月20日～ 2020年 2月18日	110,381,914	174,670,145	282,334,962
第5期	2020年 2月19日～ 2020年 8月18日	20,533,113	76,602,170	226,265,905
第6期	2020年 8月19日～ 2021年 2月18日	45,653,268	20,399,216	251,519,957
第7期	2021年 2月19日～ 2021年 8月18日	107,291,675	122,596,142	236,215,490
第8期	2021年 8月19日～ 2022年 2月18日	66,563,011	105,614,809	197,163,692
第9期	2022年 2月19日～ 2022年 8月18日	306,089,076	24,563,033	478,689,735
第10期	2022年 8月19日～ 2023年 2月20日	104,585,723	81,869,514	501,405,944
第11期	2023年 2月21日～ 2023年 8月18日	643,949,400	87,205,732	1,058,149,612

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

■基準価額・純資産の推移

<毎月決算型>

(過去10年間)



<年2回決算型>

期間：設定日（2018年2月28日）～2023年8月31日



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したもものとして計算しています。

■主要な資産の状況

<毎月決算型>

組入資産	比率 (%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	97.08
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	0.13
現金・その他	2.79

<年2回決算型>

組入資産	比率 (%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド	91.64
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	0.05
現金・その他	8.30

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

■分配の推移

<毎月決算型>

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2023年8月	30円
2023年7月	30円
2023年6月	30円
2023年5月	30円
2023年4月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	7,420円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

<年2回決算型>

(1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2023年8月	0円
2023年2月	0円
2022年8月	0円
2022年2月	0円
2021年8月	0円
設定来累計	0円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」の状況

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
国債	94.48
社債	2.09
現金・その他	3.43

組入上位 10 銘柄

	銘柄	通貨	種別	利率(%)	償還日	比率(%)
1	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	6.500	2031/2/15	10.67
2	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	8.750	2044/2/15	7.72
3	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	7.000	2030/9/15	5.82
4	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	9.500	2041/5/15	5.46
5	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	7.500	2040/4/15	4.22
6	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	8.375	2034/3/15	3.98
7	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	8.375	2026/9/15	3.90
8	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	6.375	2032/4/15	3.86
9	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	6.500	2025/6/15	3.52
10	INDONESIA GOVERNMENT	ルピア	国債	7.500	2035/6/15	3.32

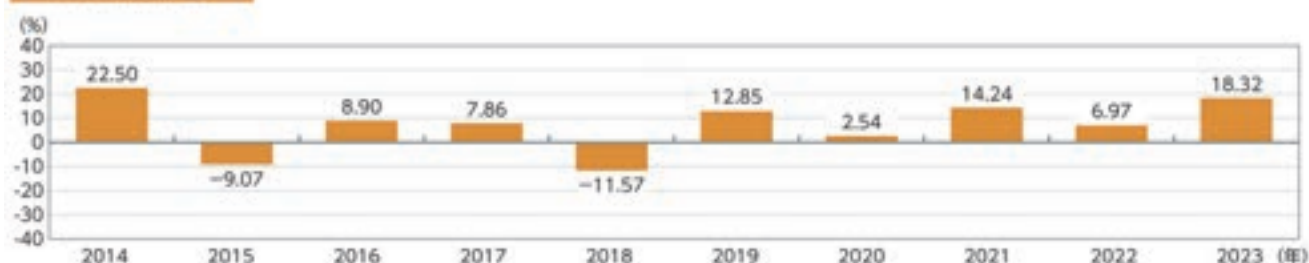
※「資産別組入状況」の比率はイーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンドの純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。現金・その他には未収・未払金が含まれます。

※「組入上位10銘柄」の比率は組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。

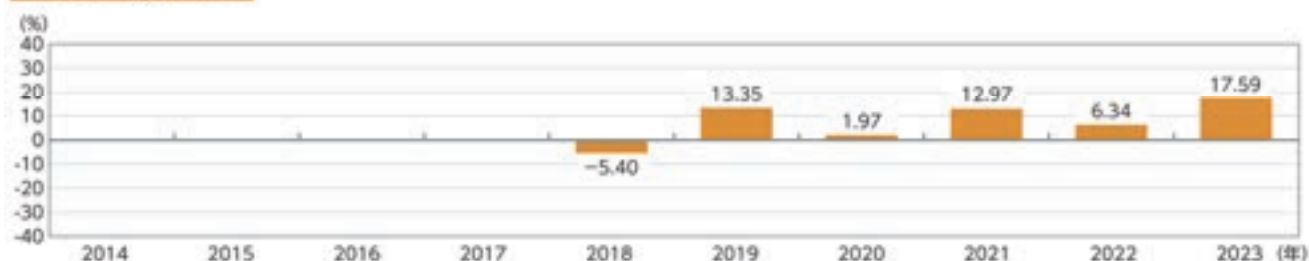
<毎月決算型>



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2023年は、8月末までの収益率です。

<年2回決算型>



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2018年は、設定時（2018年2月28日）から2018年12月末までの収益率です。

※2023年は、8月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 受益権の取得申込みは、以下の日のいずれかにあたる場合を除く販売会社の毎営業日（ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。）に受け付けます。

- ①インドネシアの銀行休業日
- ②インドネシアの公休日および政令指定休日
- ③ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託会社の判断により、購入申込受付不可日とする場合があります。お申込みの受け付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/
--

3. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

基準価額および申込手数料率は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。

4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

※「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって販売会社との間で自動けいぞく投資契約を結んでいただきます。

6. <毎月決算型><年2回決算型>の2つのファンド間でスイッチングができる場合があります。

スイッチングとは、保有しているファンドを換金し、その全部または一部をもって他方のファンドを取得する取引のことをいいます。スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。また、販売会社によっては、スイッチングを行わない場合があります。

上記1. の受付不可日には、スイッチングのお申込みはできません。

保有しているファンドの換金時には、通常の換金と同様、税金が差引かれます。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約） 手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求は、以下の日のいずれかにあたる場合を除く販売会社の毎営業日に受付けます。

- ①インドネシアの銀行休業日
- ②インドネシアの公休日および政令指定休日
- ③ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託会社の判断により、換金申込受付不可日とする場合があります。

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額*として控除した価額とします。一部解約の価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

※信託財産留保額とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03-5224-3400 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/

3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1. による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
5. 上記4. により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記2. に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

※一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われま

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象資産の評価方法>

投資信託証券：原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にイーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）は「ネシア債」、イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）は「ネシア債年2」として掲載されます。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/
--

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）>

2012年2月29日から無期限とします。

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）>

2018年2月28日から無期限とします。

ただし、下記「(5) その他 1. 信託契約の解約（信託の終了）」に該当する場合には信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）>

原則として、毎月19日から翌月18日までとします。

<イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）>

原則として、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5) 【その他】

1. 信託契約の解約（信託の終了）

- a. 委託会社は、信託終了前に、各ファンドについて、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、当該ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社および当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当該ファンドの信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d. 上記 b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. から d. までの手続きを行うことが困難な場合についても適用しません。
2. 信託契約に関する監督官庁の命令
- a. 委託会社は、監督官庁より当該ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当該ファンドの信託約款を変更しようとするときは、「6. 信託約款の変更等」の規定にしたがいます。
3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当該ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁が当該ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当該ファンドは「6. 信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当該ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当該ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。
5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「6. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、当該ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
6. 信託約款の変更等
- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当該ファンドの信託約款を変更することまたは当該ファンドの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、当該ファンドの信託約款は本6. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - b. 委託会社は、上記 a. の事項（上記 a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記 a. の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日

ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社および当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当該ファンドの信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当該ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記 b. から e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記 a. から f. の規定にかかわらず、当該ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

7. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

8. 運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月の決算時および償還時に交付運用報告書と運用報告書（全体版）を作成します。

交付運用報告書は販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

9. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記「1. 信託契約の解約（信託の終了）」に規定する信託契約の解約または「6. 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

10. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

11. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

4 【受益者の権利等】

1. 収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

2. 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

3. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2023年2月21日から2023年8月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2023年2月21日から2023年8月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)の2023年2月21日から2023年8月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インドネシア債券オープン(毎月決算型)の2023年8月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価

の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間 (2023年2月20日現在)	当特定期間 (2023年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	381,466,511	434,475,223
投資信託受益証券	10,887,554,787	12,996,675,691
流動資産合計	11,269,021,298	13,431,150,914
資産合計	11,269,021,298	13,431,150,914
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	72,226,973	80,267,195
未払解約金	19,145,948	3,600,193
未払受託者報酬	252,270	277,408
未払委託者報酬	11,703,062	12,869,310
未払利息	1,097	1,249
その他未払費用	1,225,070	1,226,665
流動負債合計	104,554,420	98,242,020
負債合計	104,554,420	98,242,020
純資産の部		
元本等		
元本	24,075,657,979	26,755,731,696
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,911,191,101	△13,422,822,802
（分配準備積立金）	623,479,896	640,665,617
元本等合計	11,164,466,878	13,332,908,894
純資産合計	11,164,466,878	13,332,908,894
負債純資産合計	11,269,021,298	13,431,150,914

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前特定期間		当特定期間	
	自	2022年8月19日 至 2023年2月20日	自	2023年2月21日 至 2023年8月18日
営業収益				
受取配当金		528,497,530		540,524,541
有価証券売買等損益		△354,474,304		814,596,363
営業収益合計		174,023,226		1,355,120,904
営業費用				
支払利息		188,623		198,480
受託者報酬		1,477,063		1,470,620
委託者報酬		68,522,960		68,224,048
その他費用		1,225,070		1,229,278
営業費用合計		71,413,716		71,122,426
営業利益又は営業損失(△)		102,609,510		1,283,998,478
経常利益又は経常損失(△)		102,609,510		1,283,998,478
当期純利益又は当期純損失(△)		102,609,510		1,283,998,478
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△7,001,016		4,840,223
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△12,807,193,682		△12,911,191,101
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,061,200,731		868,589,575
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額		1,061,200,731		868,589,575
剰余金減少額又は欠損金増加額		837,962,926		2,211,594,045
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額		837,962,926		2,211,594,045
分配金		436,845,750		447,785,486
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△12,911,191,101		△13,422,822,802

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

当特定期間 自 2023年2月21日 至 2023年8月18日
有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前特定期間 自 2022年8月19日 至 2023年2月20日	当特定期間 自 2023年2月21日 至 2023年8月18日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (2023年2月20日現在)	当特定期間 (2023年8月18日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	24,494,999,340 円	24,075,657,979 円
期中追加設定元本額	1,619,953,446 円	4,350,960,227 円
期中一部解約元本額	2,039,294,807 円	1,670,886,510 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	24,075,657,979 口	26,755,731,696 口
3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	元本の欠損 12,911,191,101 円	元本の欠損 13,422,822,802 円
4. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.4637 円 (4,637 円)	0.4983 円 (4,983 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前特定期間 自 2022年8月19日 至 2023年2月20日	当特定期間 自 2023年2月21日 至 2023年8月18日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第125期 2022年 8月19日 2022年 9月20日</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 86,255,952円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 788,364,008円 D 分配準備積立金額 626,455,333円 E 当ファンドの分配対象収益額 1,501,075,293円 F 当ファンドの期末残存口数 24,860,880,368口 G 10,000口当たり収益分配対象額 603円 H 10,000口当たり分配金額 30円 I 収益分配金金額 74,582,641円</p> <p>第126期 2022年 9月21日 2022年10月18日</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 76,160,189円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 780,286,347円 D 分配準備積立金額 618,347,717円 E 当ファンドの分配対象収益額 1,474,794,253円 F 当ファンドの期末残存口数 24,348,671,412口 G 10,000口当たり収益分配対象額 605円 H 10,000口当たり分配金額 30円 I 収益分配金金額 73,046,014円</p> <p>第127期 2022年10月19日 2022年11月18日</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 75,806,439円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 782,105,372円 D 分配準備積立金額 612,552,027円 E 当ファンドの分配対象収益額 1,470,463,838円 F 当ファンドの期末残存口数 24,214,690,705口 G 10,000口当たり収益分配対象額 607円 H 10,000口当たり分配金額 30円 I 収益分配金金額 72,644,072円</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第131期 2023年 2月21日 2023年 3月20日</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 77,290,374円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 792,073,478円 D 分配準備積立金額 617,712,476円 E 当ファンドの分配対象収益額 1,487,076,328円 F 当ファンドの期末残存口数 24,007,251,484口 G 10,000口当たり収益分配対象額 619円 H 10,000口当たり分配金額 30円 I 収益分配金金額 72,021,754円</p> <p>第132期 2023年 3月21日 2023年 4月18日</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 86,239,720円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 799,518,064円 D 分配準備積立金額 617,333,074円 E 当ファンドの分配対象収益額 1,503,090,858円 F 当ファンドの期末残存口数 24,025,817,307口 G 10,000口当たり収益分配対象額 625円 H 10,000口当たり分配金額 30円 I 収益分配金金額 72,077,451円</p> <p>第133期 2023年 4月19日 2023年 5月18日</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 85,009,614円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額 0円 C 収益調整金額 823,231,245円 D 分配準備積立金額 628,653,955円 E 当ファンドの分配対象収益額 1,536,894,814円 F 当ファンドの期末残存口数 24,357,835,841口 G 10,000口当たり収益分配対象額 630円 H 10,000口当たり分配金額 30円 I 収益分配金金額 73,073,507円</p>

前特定期間 自 2022年8月19日 至 2023年2月20日		当特定期間 自 2023年2月21日 至 2023年8月18日	
第128期 2022年11月19日 2022年12月19日		第134期 2023年 5月19日 2023年 6月19日	
A 費用控除後の配当等収益額	76,074,193円	A 費用控除後の配当等収益額	86,379,825円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	781,179,332円	C 収益調整金額	836,480,479円
D 分配準備積立金額	608,114,857円	D 分配準備積立金額	628,841,101円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,465,368,382円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,551,701,405円
F 当ファンドの期末残存口数	24,059,050,393口	F 当ファンドの期末残存口数	24,369,691,596口
G 10,000口当たり収益分配対象額	609円	G 10,000口当たり収益分配対象額	636円
H 10,000口当たり分配金額	30円	H 10,000口当たり分配金額	30円
I 収益分配金金額	72,177,151円	I 収益分配金金額	73,109,074円
第129期 2022年12月20日 2023年 1月18日		第135期 2023年 6月20日 2023年 7月18日	
A 費用控除後の配当等収益額	76,742,430円	A 費用控除後の配当等収益額	79,594,920円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	783,685,272円	C 収益調整金額	935,506,040円
D 分配準備積立金額	609,528,352円	D 分配準備積立金額	629,183,754円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,469,956,054円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,644,284,714円
F 当ファンドの期末残存口数	24,056,299,859口	F 当ファンドの期末残存口数	25,745,501,817口
G 10,000口当たり収益分配対象額	611円	G 10,000口当たり収益分配対象額	638円
H 10,000口当たり分配金額	30円	H 10,000口当たり分配金額	30円
I 収益分配金金額	72,168,899円	I 収益分配金金額	77,236,505円
第130期 2023年 1月19日 2023年 2月20日		第136期 2023年 7月19日 2023年 8月18日	
A 費用控除後の配当等収益額	86,303,556円	A 費用控除後の配当等収益額	91,295,388円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	789,809,139円	C 収益調整金額	999,871,573円
D 分配準備積立金額	609,403,313円	D 分配準備積立金額	629,637,424円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,485,516,008円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,720,804,385円
F 当ファンドの期末残存口数	24,075,657,979口	F 当ファンドの期末残存口数	26,755,731,696口
G 10,000口当たり収益分配対象額	617円	G 10,000口当たり収益分配対象額	643円
H 10,000口当たり分配金額	30円	H 10,000口当たり分配金額	30円
I 収益分配金金額	72,226,973円	I 収益分配金金額	80,267,195円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自 2022年8月19日 至 2023年2月20日	当特定期間 自 2023年2月21日 至 2023年8月18日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載してあります。 これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 (2023年2月20日現在)	当特定期間 (2023年8月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 ①投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (2023年2月20日現在)	当特定期間 (2023年8月18日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	472,983,803	251,164,568
合計	472,983,803	251,164,568

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(2023年8月18日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託 受益証券	イーストスプリング・インベ ストメンツ・インドネシア・ ボンド・マスター・ファンド	19,529,803,500	12,979,507,406	
		イーストスプリング国内債券 ファンド（国債）追加型 I （適格機関投資家向け）	16,220,980	17,168,285	
合 計			19,546,024,480	12,996,675,691	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インドネシア債券オープン(年2回決算型)の2023年2月21日から2023年8月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インドネシア債券オープン(年2回決算型)の2023年8月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価

の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (2023年2月20日現在)	第11期 (2023年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	67,105,322	117,743,646
投資信託受益証券	630,901,955	1,516,293,410
流動資産合計	698,007,277	1,634,037,056
資産合計	698,007,277	1,634,037,056
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,701	16,289
未払受託者報酬	87,142	132,749
未払委託者報酬	4,042,570	6,158,224
未払利息	193	338
その他未払費用	262,928	277,440
流動負債合計	4,406,534	6,585,040
負債合計	4,406,534	6,585,040
純資産の部		
元本等		
元本	501,405,944	1,058,149,612
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	192,194,799	569,302,404
（分配準備積立金）	72,964,191	152,027,045
元本等合計	693,600,743	1,627,452,016
純資産合計	693,600,743	1,627,452,016
負債純資産合計	698,007,277	1,634,037,056

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期		第11期	
	自	2022年8月19日 至 2023年2月20日	自	2023年2月21日 至 2023年8月18日
営業収益				
受取配当金		29,647,742		46,816,727
有価証券売買等損益		△20,795,519		68,044,728
営業収益合計		8,852,223		114,861,455
営業費用				
支払利息		31,741		40,893
受託者報酬		87,142		132,749
委託者報酬		4,042,570		6,158,224
その他費用		262,928		278,205
営業費用合計		4,424,381		6,610,071
営業利益又は営業損失(△)		4,427,842		108,251,384
経常利益又は経常損失(△)		4,427,842		108,251,384
当期純利益又は当期純損失(△)		4,427,842		108,251,384
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△577,442		4,202,042
期首剰余金又は期首欠損金(△)		178,631,496		192,194,799
剰余金増加額又は欠損金減少額		39,120,914		307,388,860
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額		39,120,914		307,388,860
剰余金減少額又は欠損金増加額		30,562,895		34,330,597
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額		30,562,895		34,330,597
分配金		—		—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		192,194,799		569,302,404

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第11期 自 2023年2月21日 至 2023年8月18日
有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第10期 自 2022年8月19日 至 2023年2月20日	第11期 自 2023年2月21日 至 2023年8月18日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第10期 (2023年2月20日現在)	第11期 (2023年8月18日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	478,689,735 円	501,405,944 円
期中追加設定元本額	104,585,723 円	643,949,400 円
期中一部解約元本額	81,869,514 円	87,205,732 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	501,405,944 口	1,058,149,612 口
3. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.3833 円 (13,833 円)	1.5380 円 (15,380 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 2022年8月19日 至 2023年2月20日	第11期 自 2023年2月21日 至 2023年8月18日		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程		
A 費用控除後の配当等収益額	23,354,613 円	A 費用控除後の配当等収益額	42,748,864 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	45,260,331 円
C 収益調整金額	195,625,392 円	C 収益調整金額	521,378,997 円
D 分配準備積立金額	49,609,578 円	D 分配準備積立金額	64,017,850 円
E 当ファンドの分配対象収益額	268,589,583 円	E 当ファンドの分配対象収益額	673,406,042 円
F 当ファンドの期末残存口数	501,405,944 口	F 当ファンドの期末残存口数	1,058,149,612 口
G 10,000口当たり収益分配対象額	5,356 円	G 10,000口当たり収益分配対象額	6,363 円
H 10,000口当たり分配金額	0 円	H 10,000口当たり分配金額	0 円
I 収益分配金金額	0 円	I 収益分配金金額	0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2022年8月19日 至 2023年2月20日	第11期 自 2023年2月21日 至 2023年8月18日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載してあります。 これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。</p> <p>②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

第10期 (2023年2月20日現在)	第11期 (2023年8月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 ①投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10期 (2023年2月20日現在)	第11期 (2023年8月18日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△19,277,163	67,349,079
合計	△19,277,163	67,349,079

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(2023年8月18日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託 受益証券	イーストスプリング・インベ ストメンツ・インドネシア・ ボンド・マスター・ファンド	2,280,164,620	1,515,397,406	
		イーストスプリング国内債券 ファンド（国債）追加型 I （適格機関投資家向け）	846,565	896,004	
合 計			2,281,011,185	1,516,293,410	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同受益証券です。なお、同受益証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型 I（適格機関投資家向け）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同受益証券です。なお、同受益証券の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンドの状況

同受益証券はケイマン籍外国投資信託の受益証券であります。同受益証券は、2022年12月31日に計算期間が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております（投資有価証券明細表を除く）。

同受益証券の「財政状態計算書」「包括利益計算書」および「投資有価証券明細表（未監査）」は、委託会社が入手した2022年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

財政状態計算書

2022年12月31日現在

	日本円
資産	
現金	52,960,964
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	10,956,126,425
資産合計	11,009,087,389
負債	
未払キャピタルゲイン税	34,427,805
未払金及び未払費用	14,591,351
未払運用者報酬	6,917,867
未払源泉徴収税	232,102
負債合計	56,169,125
受益証券保有者持分	10,952,918,264
純資産価格－1口当たり売出し及び償還価格 (基準時点での残高：1,853,357.846口)	5,909.77

包括利益計算書

2022年12月31日に終了した事業年度

日本円

投資収益	
受取利息	804,189,039
損益を通じて公正価値で測定する金融商品における実現純損益	273,697,835
外国為替取引に係る実現純損益	45,885,508
外国為替先渡取引に係る実現純損益	1,210
損益を通じて公正価値で測定する金融商品における未実現評価損益の変動額	(101,194,790)
外国為替取引に係る未実現評価損益の変動額	(15,043,629)
投資収益合計	1,007,535,173
費用	
運用報酬	42,237,017
管理事務・保管・受託費用	16,302,910
専門家報酬	6,341,159
費用合計	64,881,086
税引前利益	942,654,087
税金費用	(54,086,717)
当期純利益 (損失)	888,567,370

投資有価証券明細表（未監査）（2022年12月31日現在）

銘柄	利率 (%)	償還日	額面	評価額 (日本円)	取得金額 (日本円)	対純資 産比率 (%)
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産						
社債及び国債						
Indosat Tbk PT	10.40	6/4/2025	20,000,000,000	185,379,865	188,322,934	1.69
Indosat Tbk PT	8.65	11/9/2027	10,000,000,000	91,053,657	84,400,074	0.83
Indonesia Treasury Bond	7.50	4/15/2040	57,500,000,000	509,950,217	453,007,073	4.66
Indonesia Treasury Bond	7.25	2/15/2026	10,000,000,000	89,154,265	86,456,084	0.81
Indonesia Treasury Bond	6.50	2/15/2031	73,024,000,000	618,092,818	552,538,280	5.64
Indonesia Treasury Bond	5.50	4/15/2026	56,000,000,000	470,501,419	431,070,902	4.30
Indonesia Treasury Bond	6.25	6/15/2036	20,900,000,000	164,567,823	160,973,619	1.50
Indonesia Treasury Bond	6.88	8/15/2051	17,000,000,000	141,128,026	131,829,821	1.29
Indonesia Treasury Bond	6.38	4/15/2032	61,500,000,000	506,898,778	504,197,613	4.63
Indonesia Treasury Bond	7.13	6/15/2042	32,000,000,000	271,825,630	259,688,743	2.48
Indonesia Treasury Bond	5.13	4/15/2027	35,500,000,000	292,997,708	289,164,489	2.68
Indonesia Treasury Bond	6.38	7/15/2037	7,500,000,000	63,100,289	63,578,196	0.58
Indonesia Treasury Bond	6.38	8/15/2028	12,000,000,000	103,394,312	109,174,390	0.94
Indonesia Treasury Bond	7.00	2/15/2033	10,000,000,000	86,870,556	91,757,397	0.79
Indonesia Treasury Bond	11.00	9/15/2025	9,750,000,000	95,076,235	95,770,624	0.87
Indonesia Treasury Bond	10.25	7/15/2027	5,000,000,000	50,483,235	46,762,481	0.46
Indonesia Treasury Bond	10.00	2/15/2028	6,150,000,000	61,777,519	60,392,063	0.57
Indonesia Treasury Bond	10.50	7/15/2038	8,750,000,000	100,356,580	92,112,681	0.92
Indonesia Treasury Bond	9.75	5/15/2037	4,700,000,000	48,526,151	47,756,211	0.44
Indonesia Treasury Bond	10.50	8/15/2030	10,124,000,000	107,290,529	96,792,463	0.98
Indonesia Treasury Bond	9.50	7/15/2031	11,900,000,000	121,404,333	116,554,435	1.11
Indonesia Treasury Bond	8.38	9/15/2026	54,500,000,000	503,998,941	458,797,763	4.60
Indonesia Treasury Bond	9.50	5/15/2041	8,786,000,000	89,244,092	85,618,345	0.81
Indonesia Treasury Bond	8.25	6/15/2032	17,950,000,000	165,169,389	161,319,430	1.51
Indonesia Treasury Bond	7.00	5/15/2027	45,770,000,000	400,728,674	380,257,582	3.66
Indonesia Treasury Bond	6.38	4/15/2042	6,300,000,000	48,418,051	47,453,685	0.44
Indonesia Treasury Bond	6.13	5/15/2028	47,250,000,000	395,890,926	373,022,708	3.61
Indonesia Treasury Bond	6.63	5/15/2033	39,050,000,000	323,495,401	306,580,482	2.95
Indonesia Treasury Bond	8.38	3/15/2034	53,900,000,000	511,013,391	485,306,358	4.67
Indonesia Treasury Bond	8.38	3/15/2024	2,178,000,000	19,489,824	19,796,689	0.18
Indonesia Treasury Bond	9.00	3/15/2029	38,385,000,000	370,739,883	360,750,444	3.38
Indonesia Treasury Bond	8.75	2/15/2044	13,979,000,000	137,787,974	128,953,984	1.26
Indonesia Treasury Bond	8.25	5/15/2036	39,000,000,000	363,114,180	326,825,507	3.32
Indonesia Treasury Bond	8.75	5/15/2031	28,200,000,000	268,379,275	240,674,122	2.45
Indonesia Treasury Bond	7.50	8/15/2032	20,870,000,000	187,434,817	166,493,956	1.71
Indonesia Treasury Bond	7.50	5/15/2038	29,965,000,000	263,964,164	220,511,635	2.41
Indonesia Treasury Bond	7.38	5/15/2048	28,500,000,000	245,657,098	217,996,000	2.24
Indonesia Treasury Bond	8.13	5/15/2024	28,000,000,000	247,131,675	212,511,758	2.26
Indonesia Treasury Bond	8.25	5/15/2029	44,700,000,000	412,547,634	354,517,179	3.77
Indonesia Treasury Bond	8.38	4/15/2039	22,250,000,000	212,580,266	176,598,464	1.94
Indonesia Treasury Bond	7.50	6/15/2035	45,750,000,000	399,046,861	347,219,449	3.64
Indonesia Treasury Bond	7.00	9/15/2030	67,400,000,000	586,903,566	504,484,148	5.36
Indonesia Treasury Bond	6.50	6/15/2025	72,746,000,000	623,560,398	567,897,727	5.69
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計				10,956,126,425	10,105,887,988	100.03
ポートフォリオ合計				10,956,126,425	10,105,887,988	100.03

イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型 I（適格機関投資家向け）の状況

① 貸借対照表

区 別	注記 番号	第20期 (2022年2月25日現在)	第21期 (2023年2月27日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,874,040	37,954,096
国債証券		680,138,120	643,170,255
未収利息		2,677,335	3,317,821
前払費用		648,095	218,630
流動資産合計		687,337,590	684,660,802
資産合計		687,337,590	684,660,802
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		191,217	191,913
未払委託者報酬		573,604	575,683
未払利息		11	109
その他未払費用		99,000	99,000
流動負債合計		863,832	866,705
負債合計		863,832	866,705
純資産の部			
元本等			
元本		641,499,465	645,356,108
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		44,974,293	38,437,989
(分配準備積立金)		108,942,406	116,002,609
元本等合計		686,473,758	683,794,097
純資産合計		686,473,758	683,794,097
負債純資産合計		687,337,590	684,660,802

② 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	第20期	第21期
		自 2021年2月26日 至 2022年2月25日	自 2022年2月26日 至 2023年2月27日
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益			
受取利息		7,992,052	8,726,891
有価証券売買等損益		△9,210,760	△13,852,865
営業収益合計		△1,218,708	△5,125,974
営業費用			
支払利息		49,505	51,549
受託者報酬		379,423	379,064
委託者報酬		1,138,161	1,137,075
その他費用		99,000	99,000
営業費用合計		1,666,089	1,666,688
営業利益又は営業損失(△)		△2,884,797	△6,792,662
経常利益又は経常損失(△)		△2,884,797	△6,792,662
当期純利益又は当期純損失(△)		△2,884,797	△6,792,662
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		259	—
期首剰余金又は期首欠損金(△)		47,759,411	44,974,293
剰余金増加額又は欠損金減少額		104,069	256,358
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額		104,069	256,358
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,131	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額		4,131	—
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)		44,974,293	38,437,989

③ 有価証券明細表（2023年2月27日現在）

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第351回利付国債（10年）	50,000,000	49,555,000	
	第354回利付国債（10年）	59,000,000	58,107,920	
	第359回利付国債（10年）	90,000,000	87,709,500	
	第63回利付国債（20年）	50,000,000	50,298,500	
	第67回利付国債（20年）	45,000,000	45,937,800	
	第75回利付国債（20年）	20,000,000	20,875,800	
	第80回利付国債（20年）	38,000,000	39,858,960	
	第87回利付国債（20年）	55,000,000	58,660,250	
	第91回利付国債（20年）	135,000,000	145,686,600	
	第117回利付国債（20年）	77,500,000	86,479,925	
合 計		619,500,000	643,170,255	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

＜イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）＞

（2023年8月31日現在）

I 資産総額	13,516,652,273 円
II 負債総額	26,317,207 円
III 純資産総額（I－II）	13,490,335,066 円
IV 発行済口数	26,949,807,087 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5006 円

＜イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）＞

（2023年8月31日現在）

I 資産総額	1,679,968,614 円
II 負債総額	1,405,390 円
III 純資産総額（I－II）	1,678,563,224 円
IV 発行済口数	1,086,816,417 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5445 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当するものではありません。

2. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3. 譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

4. 受益権の譲渡の方法

(1) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する

者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

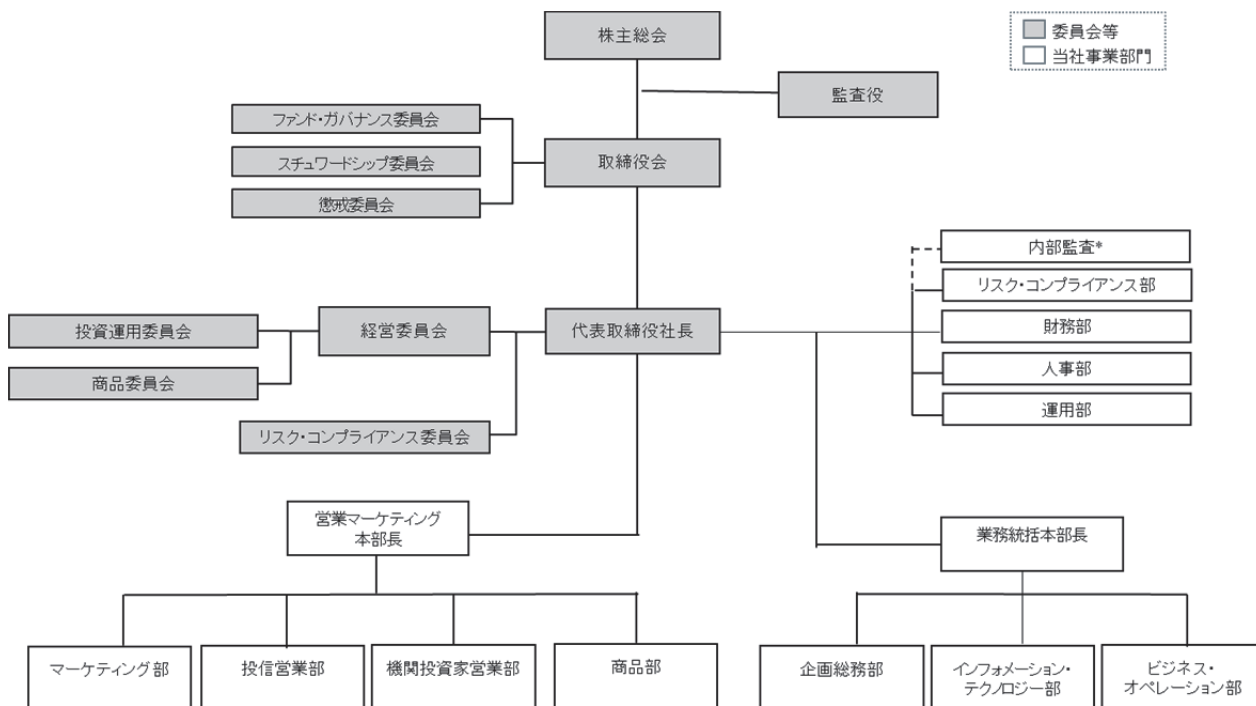
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（2023年8月末現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（2023年8月末現在）



*内部監査はプルデンシャル・グループの内部監査部門に業務委託して実施する。

・ 会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・ 運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する際には、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資すべきでないとの運用哲学に基づき、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、

投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

・ 監督体制

社内の監督ラインにおけるガバナンス体制を強化する観点から、「外に開かれたガバナンス体制」の考えに基づき、顧客視点での投信委託業の運営・管理態勢への監督機能を追加するため、ファンド・ガバナンス委員会を設置しました。

同委員会は、「お客様の立場に立った受託者責任遂行」の観点から当社の投資信託の運営・管理態勢の適切性、妥当性等を検証し、取締役会に報告するとともに、改善が必要な場合には取締役会に勧告する監督機能を持ちます。

また、業務執行からの独立性に留意し「お客様の立場に立つ」実効性を確保するため、同委員会の議長は社外取締役、その他の常任の委員は監査役、リスク・コンプライアンス部長とします。毎開催時の議題により幅広く社内外から参加者を招集し、オープンな議論を通し、「顧客の目線」の意識の浸透を図ります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、2023年8月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	25	511, 538 百万円
合計	25	511, 538 百万円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度(自令和4年1月1日至令和4年12月31日)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期中間会計期間(自2023年1月1日至2023年6月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

3. 第25期中間会計期間より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

独立監査人の監査報告書

令和5年3月2日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三添 明敏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和4年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に

見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (令和 3年12月31日)	当事業年度 (令和 4年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,538,878	1,301,521
有価証券	346,148	268,187
前払費用	40,394	56,422
未収委託者報酬	653,349	703,806
未収運用受託報酬	3,889	3,348
未収入金	66,655	103,939
流動資産合計	2,649,314	2,437,226
固定資産		※1
有形固定資産		
建物	0	0
器具備品	0	5,683
リース資産	0	0
有形固定資産合計	0	5,683
投資その他の資産		
長期差入保証金	65,234	34,667
投資その他の資産合計	65,234	34,667
固定資産合計	65,234	40,351
資産合計	2,714,549	2,477,577
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	329,929	370,355
関係会社未払金	104,786	107,339
その他未払金	30,830	31,055
未払費用	59,296	108,673
未払法人税等	8,794	9,252
預り金	13,253	10,972
賞与引当金	318,565	199,295
未払消費税等	8,696	7,240
リース債務	3,425	2,221
流動負債合計	877,580	846,406
固定負債		
退職給付引当金	285,296	261,756
リース債務	4,540	2,319
固定負債合計	289,837	264,075
負債合計	1,167,417	1,110,482
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	280,756	100,720
利益剰余金合計	280,756	100,720
株主資本合計	1,547,131	1,367,095
純資産合計	1,547,131	1,367,095
負債・純資産合計	2,714,549	2,477,577

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)	当事業年度 (自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,871,102	3,642,858
運用受託報酬	23,831	12,854
その他営業収益	325,922	253,751
営業収益合計	4,220,855	3,909,465
営業費用		
支払手数料	1,636,789	1,661,153
広告宣伝費	59,766	48,184
調査費	256,922	150,722
委託調査費	804,220	656,320
委託計算費	88,790	100,005
通信費	11,652	9,124
諸会費	3,224	3,771
営業費用合計	2,861,365	2,629,281
一般管理費		
役員報酬	116,805	143,892
給料・手当	672,214	671,216
賞与	233,894	134,043
交際費	3,211	2,410
旅費交通費	1,419	5,576
租税公課	21,288	20,513
不動産賃借料	121,567	122,424
退職給付費用	72,322	95,753
減価償却費	17,184	616
採用費	52,915	19,664
専門家報酬	39,144	31,563
業務委託費	25,323	26,318
敷金の償却	5,801	29,458
諸経費	79,726	93,021
一般管理費合計	1,462,818	1,396,473
営業損失	103,328	116,289
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	6,265	102
有価証券売却益	16,141	1,600
有価証券評価益	14,092	-
雑収入	965	32
営業外収益合計	37,470	1,740
営業外費用		
有価証券評価損	-	44,902
為替差損	5,835	19,633
営業外費用合計	5,835	64,536
経常損失	71,693	179,085
特別利益		
ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益	※1 7,027	-
特別利益合計	7,027	-
特別損失		
減損損失	※2 55,549	-
特別損失合計	55,549	-
税引前当期純損失	120,215	179,085
法人税、住民税及び事業税	724	950
法人税等合計	724	950
当期純損失	120,940	180,035

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日）

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本 合計
			その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	649,500	616,875	401,696		1,668,071	1,668,071
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—		—	—
当期純損失	—	—	△ 120,940		△ 120,940	△ 120,940
当期変動額合計	—	—	△ 120,940		△ 120,940	△ 120,940
当期末残高	649,500	616,875	280,756		1,547,131	1,547,131

当事業年度（自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日）

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本 合計
			その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	649,500	616,875	280,756		1,547,131	1,547,131
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—		—	—
当期純損失	—	—	△ 180,035		△ 180,035	△ 180,035
当期変動額合計	—	—	△ 180,035		△ 180,035	△ 180,035
当期末残高	649,500	616,875	100,720		1,367,095	1,367,095

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法
売買目的有価証券
時価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
定額法により償却しております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
器具備品 3年～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬及び運用受託報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、本基準の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、本基準の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

未適用の会計基準等

1. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の査定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

有形固定資産

	前事業年度 (令和 3年12月31日現在)	当事業年度 (令和 4年12月31日現在)
建物	113,356 千円	113,356 千円
器具備品	59,346 千円	59,920 千円
リース資産	16,652 千円	16,652 千円
計	189,355 千円	189,929 千円

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

無形固定資産

	前事業年度 (令和 3年12月31日現在)	当事業年度 (令和 4年12月31日現在)
ソフトウェア	38,968 千円	38,968 千円
電話加入権	288 千円	288 千円
計	39,256 千円	39,256 千円

(注) 上記減価償却累計額には、無形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

※1 ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益に関する事項

当社は、令和2年4月3日付行政処分において指摘されておりました特定の投資信託（マザーファンド）に投資している投資信託及び最終受益者に生じた不利益を解消する為の費用の支出に備え、ファンド負担金返金関連費用引当金を計上しておりましたが、前事業年度末（令和3年12月31日）において合理的に将来の支出の引当てが不要と判断されるため、令和2年12月31日における当該引当金のうち前事業年度における支出額との差額については、ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益に計上しております。

※2 減損損失に関する事項

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額
事務所設備	東京都千代田区	建物・器具備品・リース資産 ・ソフトウェア・電話加入権	55,549千円

(経緯)

上記資産につきまして、営業活動から生じる損益が継続してマイナスになっており、見積期間内において将来のキャッシュ・フローも見込まれないことから、回収可能価額を零と評価し、帳簿価格全額を回収不能として減損損失を特別損失に計上しております。

(減損損失の金額)

建物	32,299	千円
器具備品	5,672	千円
リース資産	7,302	千円
ソフトウェア	9,986	千円
電話加入権	288	千円
合計	55,549	千円

(グルーピングの方法)

当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。資産のグルーピングについては、全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、事務所の全資産を一つの単位として実施しております。

(回収可能価格の算定方法)

当社の回収可能価格は使用価値を使用しておりますが、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃貸契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（令和 3年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	346,148	346,148	-
長期差入保証金	65,234	65,234	-

当事業年度（令和 4年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	268,187	268,187	-
長期差入保証金	34,667	34,263	△ 404

（注1）現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価格に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収入金、未払金について注記を省略しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和 3年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,538,878	-	-	-
未収委託者報酬	653,349	-	-	-
未収運用受託報酬	3,889	-	-	-
未収入金	66,655	-	-	-
長期差入保証金	496	64,738	-	-
合計	2,263,268	64,738	-	-

当事業年度（令和 4年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,301,521	-	-	-
未収委託者報酬	703,806	-	-	-
未収運用受託報酬	3,348	-	-	-
未収入金	103,939	-	-	-
長期差入保証金	2,476	-	32,191	-
合計	2,115,092	-	32,191	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項の経過措置を適用した投信信託受益証券の貸借対照表における金額は、有価証券268,187千円となります。なお、他に時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債はございません。

② 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	34,263	-	34,263
資産計	-	34,263	-	34,263

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

有価証券

有価証券は投資信託受益証券であります。これらの時価は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

長期差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

(有価証券関係)

売買目的有価証券

	前事業年度	当事業年度
	令和 3年12月31日	令和 4年12月31日
事業年度の損益に含まれた評価差額	14,092 千円	△ 44,902 千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)	(自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日)
退職給付引当金期首残高	304,220 千円	285,296 千円
退職給付費用	81,072 千円	104,503 千円
退職給付の支払額	△ 99,996 千円	△ 128,044 千円
退職給付引当金期末残高	285,296 千円	261,756 千円

(注) 上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)	(自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	72,322 千円	95,753 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (令和 3年12月31日)	当事業年度 (令和 4年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	84,614	52,048
退職給付引当金損金算入限度超過額	87,357	80,149
未払費用否認額	9,925	20,277
未払事業税	3,340	2,839
株式報酬費用	-	1,542
資産除去債務	16,839	25,860
減損損失	17,093	17,093
繰越欠損金	68,995	109,443
その他	664	500
繰延税金資産の総額	288,831	309,756
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 68,995	△ 109,443
将来減算一時金差異等の合計に係る評価性引当額	△ 191,114	△ 187,301
評価性引当額小計	△ 260,110	△ 296,745
繰延税金資産合計	28,721	13,011
繰延税金負債との相殺	△ 28,721	△ 13,011
繰延税金資産の純額	-	-
繰延税金負債		
未収事業税	-	-
有価証券評価益	△ 28,721	△ 13,011
繰延税金負債合計	△ 28,721	△ 13,011
繰延税金資産との相殺	28,721	13,011
繰延税金負債 (△) の純額	-	-

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和 3年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	68,995	68,995
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 68,995	△ 68,995
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金68,995千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度(令和 4年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	109,443	109,443
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 109,443	△ 109,443
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金109,443千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシヤ ル・コーポレーショ ン・ホールディング ス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,033百万 米ドル	持株 会社	被所有 間接100%	管理業務の委託	業務委託	74,937	未払金	4,810

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	イーストスプリン グ・インベストメ ンツ (シンガポー ル)リミテッド	シンガポー ル	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業取 益の受取(注2)	325,922	未収入金	66,635
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1)	699,932	未払金	59,371
							委託計算費の 支払(注1)	9,284		
親会社の 子会社	イーストスプリン グ・インベストメ ンツ・サービス・ プライベートリミ テッド	シンガポー ル	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティ の支払	9,449	未払金	13,979
						情報システム 関係契約	情報関連費の 支払	10,176		
親会社の 子会社	ブルーデンシヤ ル・サービス・ア ジア	マレーシア	319百万 マレーシア リンギット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	11,242	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc (ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)
Prudential Corporation Asia Limited
Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度（自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,303百万 米ドル	持株 会社	被所有 間接100%	管理業務の委託 情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	8,171	未払金	11,325

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	253,751	未収入金	49,310
						調査業務の委託 計算業務の委託 管理業務の委託 情報システム 関連契約	委託調査費の 支払(注1)	563,320	未払金	89,327
							委託計算費の 支払(注1)	8,109		
							情報関連費の 支払	46,311	未払費用 未収入金	49,852 54,629
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティ の支払	771	未払金	6,687
						情報システム 関連契約	情報関連費の 支払	12,384		
親会社の子会社	ブルーデンシャル・サービス・アジア	マレーシア	319百万 マレーシア リングgit	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	14,258	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）
Prudential Corporation Asia Limited
Prudential Holdings Limited
Prudential Corporation Holdings Limited
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	3,871,102	23,831	325,922	4,220,855

当事業年度（自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	3,642,858	12,854	253,751	3,909,465

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)	当事業年度 (自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日)
1株当たり純資産額	67,091円56銭	59,284円28銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△ 5,244円58銭	△ 7,807円28銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)	当事業年度 (自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年12月31日)
当期純損失(△)	△120,940千円	△180,035千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純損失(△)	△120,940千円	△180,035千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月8日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表
1. 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,196,425
有価証券		300,760
前払費用		36,953
未収委託者報酬		900,012
未収運用受託報酬		3,583
未収入金		114,978
流動資産合計		2,552,714
固定資産 ※1		
有形固定資産		
建物		0
器具備品		7,752
リース資産		0
有形固定資産合計		7,752
投資その他の資産		
長期差入保証金		29,736
投資その他の資産合計		29,736
固定資産合計		37,489
資産合計		2,590,203
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		485,206
関係会社未払金		176,523
その他未払金		17,748
未払費用		50,904
未払法人税等		10,001
預り金		22,170
賞与引当金		94,378
未払消費税等	※2	27,411
リース債務		1,223
流動負債合計		885,567
固定負債		
退職給付引当金		245,760
リース債務		1,839
固定負債合計		247,599
負債合計		1,133,167
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金合計		616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		190,660
利益剰余金合計		190,660
株主資本合計		1,457,036
純資産合計		1,457,036
負債・純資産合計		2,590,203

2. 中間損益計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	
営業収益			
委託者報酬			2,008,686
運用受託報酬			6,280
その他営業収益			123,787
営業収益合計			2,138,754
営業費用			1,444,609
一般管理費	※1		638,234
営業利益			55,909
営業外収益			
受取利息			2
受取配当金			6
有価証券評価益			32,572
為替差益			1,908
雑収入			16
営業外収益合計			34,505
経常利益			90,415
税引前中間純利益			90,415
法人税、住民税及び事業税			475
法人税等合計			475
中間純利益			89,940

3. 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	100,720	1,367,095	1,367,095
当中間期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	89,940	89,940	89,940
当中間期変動額合計	—	—	89,940	89,940	89,940
当中間期末残高	649,500	616,875	190,660	1,457,036	1,457,036

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法
売買目的有価証券
時価法により行っています。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
定額法により償却しております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
器具備品 3年～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、退職給付引当金に含めて開示しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬及び運用受託報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

当社は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これに伴い、投資信託の時価にレベルを付しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

有形固定資産

	当中間会計期間末 (2023年6月30日)	
建物	113,356	千円
器具備品	60,541	千円
リース資産	10,124	千円
計	184,022	千円

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	
有形固定資産	620	千円
計	620	千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券	300,760	300,760	-
長期差入保証金	29,736	29,617	△ 119

(注) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収入金、未払金、未払費用及び預り金は、短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	300,760	-	300,760
資産計	-	300,760	-	300,760

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「有価証券」

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	29,617	-	29,617
資産計	-	29,617	-	29,617

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

「長期差入保証金」

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益構成は次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	
委託者報酬	2,008,686	千円
運用受託報酬	6,280	千円
その他営業収益	123,787	千円
計	2,138,754	千円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	2,008,686	6,280	123,787	2,138,754

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
イーストスプリング・インド株式オープン	559,925	投資運用業
イーストスプリング・インド消費関連ファンド	317,025	投資運用業
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用)	263,266	投資運用業
イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド (毎月決算型)	214,591	投資運用業

(注) 上表では、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位としております。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
1株当たり純資産額	63,184円
1株当たり中間純利益金額	3,900円29銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
中間純利益	89,940千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株主に係る中間純利益	89,940千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

追加型証券投資信託

イーストスプリング・インドネシア債券オープン
(毎月決算型)

約 款

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 以下の投資信託証券を主要投資対象とし、主にインドネシアの債券に実質的に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保および中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
 1. ケイマン籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」（円建て）の受益証券
 2. 国内籍証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）
- ② 上記①の1. に掲げる投資信託証券への投資比率を高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 投資対象ファンドにおいてデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、投資対象ファンドの資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により投資対象ファンドの資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的において使用します。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
イーストスプリング・インドネシア債券オープン（毎月決算型）

約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま

す。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については300億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があら

かじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがつて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める日のいずれかにあたる場合は、受益権の取得の申込みを受付けないものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの

受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

ハ 金銭債権(イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主としてケイマン籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド」(円建て)の受益証券および国内籍証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)」の受益証券(振替受益権を含みます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)

4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運

用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(公社債の借入れ)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受

託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れ

ることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、原則として毎月19日から翌月18日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成24年2月29日から平成24年5月18日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、委託者が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁し、委託者の責任において、実際の支払いに充当します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の109の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金と

して積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の営業所等において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第36条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないと

き、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかにあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合についても適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第44条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第45条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第46条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成24年2月29日

委託者 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(附表)

約款第13条第2項および第37条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

インドネシアの銀行休業日

インドネシアの公休日および政令指定休日

ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託者の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。

追加型証券投資信託

イーストスプリング・インドネシア債券オープン
(年2回決算型)

約 款

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）
運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 別に定める投資信託証券への投資を通じて、主としてインドネシアの債券に実質的に投資を行うことにより、インカム・ゲインの確保および中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ② インドネシアの債券を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率を高位に維持することを基本とします。
- ③ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 投資対象ファンドにおいてデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、投資対象ファンドの資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的および先物外国為替取引により投資対象ファンドの資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的において使用します。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
イーストスプリング・インドネシア債券オープン（年2回決算型）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま

す。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する

「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める日のいずれかにあたる場合は、受益権の取得の申込みを受けけないものとします。ただし、第36条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けした取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ 金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りま

- す。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま
 4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- なお、第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引および債券貸借取引に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人

または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において

同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めま

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、原則として毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成30年2月28日から平成30年8月20日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受けるときに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁し、委託者の責任において、実際の支払いに充当します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の109の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定す

る預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の営業所等において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかにあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合についても適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付

します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成30年2月28日

委託者 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(附表)

1. 約款第17条第1項および運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ケイマン籍外国投資信託

イーストスプリング・インベストメンツ・インドネシア・ボンド・マスター・ファンド

国内籍証券投資信託

イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)

2. 約款第13条第2項および第38条第2項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

インドネシアの銀行休業日

インドネシアの公休日および政令指定休日

ニューヨークの銀行休業日

なお、上記以外に委託者の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。